



# 佐賀県公報

平成20年  
10月7日  
(火曜日)  
号外第2号

佐賀県知事 古川 康

## 目次

### 条 例

(◎印は、県例規集に登載するもの)

◎佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例及び佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例 (四八・議会)

### 公布された条例のあらまし

○佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例及び佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(条例第四八号)

- 1 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正
  - (1) 題名を佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例に改めることとした。(題名関係)
  - (2) 地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条及び第三条関係)
  - (3) 議会の閉会中に開かれる協議等の場に出席した場合には、費用弁償としての旅費を支給することとした。(第四条関係)
- 2 佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部改正
 

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第一条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

## ○ 条 例

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例及び佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月七日

### ◎佐賀県条例第四十八号

佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例及び佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第一条 佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例(昭和三十年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例

第二条及び第三条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第四条第三項中「委員会に」を「委員会若しくは協議等の場(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)」に改め、「又は委員会」の下に「若しくは協議等の場」を加える。

(佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)

第二条 佐賀県政務調査費の交付に関する条例(平成十三年佐賀県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百条第十三項及び第十四項」を「第百条第十四項及び第十五項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 参考資料

第一条(佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
佐賀県議会議員報酬等の支給に関する条例	佐賀県議会議員報酬及び費用弁償支給条例

(給与)  
 第二条 議員の受ける給与は、議員報酬及び期末手当とする。

第三条 前条に規定する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。

略	区分	議員報酬の月額(円)
略	略	略

2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

(費用弁償)  
 第四条 略

2 略

3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会若しくは協議等の場(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会若しくは協議等の場の期間において、出席した日(休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。)一日につき、次の表のとおりとする。

(給与)  
 第二条 議員の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

第三条 前条に規定する報酬の月額は、次の表のとおりとする。

略	区分	報酬の月額(円)
略	略	略

2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

(費用弁償)  
 第四条 略

2 略

3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会の期間において、出席した日(休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。)一日につき、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額(議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)別表第一

上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額(議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)別表第一に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額)の日額旅費とする。

略
---

に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額)の日額旅費とする。

略
---

表 第二条(佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)に係る新旧対照

改正後	改正前
<p>(趣旨)          第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)に対し、政務調査費を交付することに必要事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)          第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)に対し、政務調査費を交付することに必要事項を定めるものとする。</p>

(給与)  
 第二条 議員の受ける給与は、議員報酬及び期末手当とする。

第三条 前条に規定する議員報酬の月額は、次の表のとおりとする。

略	区分	議員報酬の月額(円)
---	----	------------

2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

(費用弁償)  
 第四条 略

2 略  
 3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会若しくは協議等の場(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十二項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会若しくは協議等の場の期間において、出席した日(休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。)(一日につき、次の表の

(給与)  
 第二条 議員の受ける給与は、報酬及び期末手当とする。

第三条 前条に規定する報酬の月額は、次の表のとおりとする。

略	区分	報酬の月額(円)
---	----	----------

2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、同条例第十七条第二項の規定の適用については同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は報酬の月額に当該報酬の月額に百分の二十を乗じて得た額を加算した額とする。

(費用弁償)  
 第四条 略

2 略  
 3 議員が議会の招集に応じたとき又は議会の閉会中に開かれる委員会に出席したときの旅費の額は、前項の規定にかかわらず、当該会期又は委員会の期間において、出席した日(休会中の議案審査、議事整理等のために登庁した日を含む。)(一日につき、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額(議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)別表第一

上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額(議会審議上の必要により宿泊する場合にあつては、当該額に佐賀県職員等の旅費に関する条例(昭和二十九年佐賀県条例第十五号)別表第一に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額)の日額旅費とする。

略
---

表  
 第二条(佐賀県政務調査費の交付に関する条例の一部改正)に係る新旧対照

改正後	改正前
<p>(趣旨)          第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十四項及び第十五項の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)に対し、政務調査費を交付することに必要事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)          第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百条第十三項及び第十四項の規定に基づき、佐賀県議会(以下「議会」という。)の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。以下同じ。)に対し、政務調査費を交付することに必要事項を定めるものとする。</p>

略
---

に掲げる知事等の宿泊料の定額に相当する額を加えた額)の日額旅費とする。